<table>
<tr><th></th><th colspan="2">概算保険料の延納</th><th>認定決定による概算保険料の延納</th><th>増加概算保険料の延納</th><th>追加徴収による概算保険料の延納</th></tr>
<tr><th></th><th>継続事業（一括有期事業を含む）</th><th>有期事業</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>要件</td><td>次の①～③の要件に該当すること
① 概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること
② 保険年度の中途に保険関係が成立した事業については、9月30日までに保険関係が成立していること
③ 次のいずれかに該当すること
a. 納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、20万円）以上であること
b. 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されていること</td><td>次の①～③の要件に該当すること
① 概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること
② 事業の全期間が6月を超えていること
③ 次のいずれかに該当すること
a. 納付すべき概算保険料の額が75万円以上であること
b. 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されていること</td><td>通常の概算保険料の延納と同じ
（延納の申請は、当該認定決定による概算保険料を納付する際に行う）</td><td>次の①・②の要件に該当すること
① 増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること
② 概算保険料の延納（認定決定による概算保険料の延納を含む）がなされていたこと</td><td>次の①・②の要件に該当すること
① 概算保険料の追加徴収の通知により指定された期限までに延納の申請をすること
② 概算保険料の延納（認定決定による概算保険料の延納を含む）がなされていたこと</td></tr>
<tr><td>最初の期の納期限</td><td>① 保険年度の初日の前日（3月31日）以前に既に保険関係が成立している事業
→ 7月10日

② 保険年度の中途に保険関係が成立した事業

→ 保険関係成立日（翌日起算）から50日以内</td><td>保険関係成立日の翌日から起算して20日以内

※ 保険関係成立日から起算してその日の属する期の末日までの期間が2月を超えるとき
→ 保険関係成立日からその日の属する期の末日までを最初の期とする

※ 保険関係成立日から起算してその日の属する期の末日までの期間が2月以内のとき
→ 保険関係成立日からその日の属する期の次の期の末日までを最初の期とする</td><td>認定決定に係る通知を受けた日の翌日から起算して15日以内</td><td>賃金総額等の増加が見込まれた日又は一般保険料率が変更した日の翌日から起算して30日以</td><td>追加徴収に係る通知により指定された期限（通知を発する日から起算して30日を経過した日）</td></tr>
<tr><td>最初の期後の各期</td><td>① 保険年度の初日の前日（3月31日）以前に既に保険関係が成立した事業及び4月1日～5月31日までの間に保険関係が成立した事業（延納回数3回）
<table><tr><th></th><th>期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日～11月30日</td><td>10月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>12月1日～3月31日</td><td>1月31日</td></tr></table>
② 6月1日～9月30日までの間に保険関係が成立した事業（延納回数2回）
<table><tr><th></th><th>期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>第2期</td><td>12月1日～3月31日</td><td>1月31日</td></tr></table>
※ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている場合は、8月1日～11月30日の期間については11月14日、12月1日～3月31日の期間については2月14日が納期限となる

※ 概算保険料の額を延納に係る期の数で除して得た額が、各期の概算保険料の額となる（1円未満の端数があるときは、最初の期分の納付額に加算される）</td><td><table><tr><th>期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>4月1日～7月31日</td><td>3月31日</td></tr><tr><td>8月1日～11月30日</td><td>10月31日</td></tr><tr><td>12月1日～3月31日</td><td>1月31日</td></tr></table>
※ 有期事業の延納の場合、その事業の全期間を通じて、4月1日～7月31日、8月1日～11月30日、12月1日～3月31日の各期に分けて納付することができる

※ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されていたとしても、納期限が延長されることはない</td><td>通常の概算保険料の延納と同じ

※ 納期限が最初の期分の納期限より先に到来することとなるものについては、最初の期分の概算保険料の納期限までに、最初の期分の概算保険料とともに納付する</td><td><table><tr><th>期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>4月1日～7月31日</td><td>3月31日</td></tr><tr><td>8月1日～11月30日</td><td>10月31日</td></tr><tr><td>12月1日～3月31日</td><td>1月31日</td></tr></table>
※ 継続事業であって、労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている場合は、8月1日～11月30日の期間については11月14日、12月1日～3月31日の期間については2月14日が納期限となる

※ 納期限が最初の期分の納期限より先に到来することとなるものについては、最初の期分の概算保険料の納期限までに、最初の期分の概算保険料とともに納付する</td><td>増加概算保険料の延納と同じ</td></tr>
</table>

SAMPLE